

感染予防ガイドライン認定モデル普及事業

【募集要項】

【対象業種】

石垣市内において次に該当する店舗や事業経営を行う個人事業主及び中小企業事業者

①飲食業（食事提供施設：飲食店、和洋菓子、喫茶店、居酒屋、スナック、バー）

※主に飲食の提供を行うために客席を設けた店舗

※営業形態等によってモデル数の枠を設ける場合があります

②タクシー事業

③商店街振興組合はじめ観光お土産店などの小売販売業等

※複数のお客様が店内や店頭で滞在や出入りする接客営業形態の店舗

【ガイドラインの申請受付期間】

令和2年6月1日から令和2年7月31日（予定）8月31日まで

【助成金の申請受付期間※ガイドラインを認定された事業者を対象】

認定交付～令和2年8月31日（予定）まで

【はじめに提出頂く書類】※申請書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

①同意申請書（押印入り）※別添の様式

②ガイドライン及びチェックリスト（各事業者が作成して提出）

③石垣市暴力団排除措置要綱にかかる誓約書（押印入り）※別添の誓約書

④営業許可証等の写し等

▶飲食業：食品衛生法に基づく営業許可証等の写し

▶タクシー事業：道路運送法に基づく許可等の写し及び保有する車両の番号及びその自動車登録番号（ナンバープレート）を記載した一覧

▶商店街振興組合はじめ観光お土産店・小売販売業等：食品衛生法に基づく営業許可証等の写し、又は次のいずれかの書類

・申請店舗事業所の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類（宛名の記載のある領収書等の写し※令和2年4月以降の月の利用実績）

・申請店舗事業所の名前が記載された納品書・領収証等の写し（令和2年4月以降）

⑤店舗の外観、内観を写した写真

※タクシー事業者は代表車両1台の外観と内観

⑥地域の好循環につながる取り組みの計画アンケート

※別添のアンケート様式。特に該当がない場合は提出不要

【申請方法や詳細について】

詳細については、次頁以降をご確認ください。

◆事業概要

◆目的

新型コロナウイルス感染症は、今後も感染流行が繰り返されることが予想されており、いわゆる「新しい生活様式」の普及など、経済活動においても感染を予防する安全・安心な取り組みが求められています。沖縄県は各事業者に対して感染予防に関するガイドラインを作成する自主的な取り組みの定着による持続的な感染防止対策を呼びかけています。

本事業は、「石垣市新型コロナウイルス感染症等対策条例」の制定目的を推進する一環として、本市の事業者（主に店舗等の空間経営を行う業種のうち、飲食業・タクシー・商店街・観光お土産店、小売販売業等）が沖縄県や各業界団体等が示す感染予防にかかるガイドラインを参考にして各実情に沿ったガイドラインを作成することを促進するため、本市独自の感染予防の認定支援によって他の営業形態等の参考となる一定規模のモデル店舗の普及を目的とします。また、このことによって感染予防を伴った市民の消費活動の喚起及び観光誘客による地域経済の回復に資するよう取り組むものです。

◆ガイドラインおよびチェックリストの作成（各事業者に作成頂きます）

石垣市ホームページに記載するイメージガイドライン等を参考にして頂き、各店舗事業者の実情に沿ったガイドラインとチェックリストを作成ください。そして石垣市（商工振興課）へ提出ください。作成されたガイドラインの内容確認等を行いまして、認定証を交付します。この認定証と作成されたガイドラインは、店頭等の見えやすい場所に掲示頂きますようお願いいたします。認定後にガイドラインやチェックリストの内容について更新、変更または取り下げ等がある場合は、石垣市（商工振興課）にその内容をお知らせください。

（掲載するガイドラインイメージ）

- ▶石垣市飲食・タクシー・商店街等に対する感染予防ガイドライン作成の方針
- ▶沖縄県が示すガイドラインとチェックリストのイメージ
- ▶沖縄県飲食業生活衛生同業組合八重山支部
- ▶一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会
- ▶一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会
- ▶石垣市中央商店街振興組合
- ▶全国商店街振興組合連合会
- ▶石垣市観光協会が示すガイドライン

◆ガイドラインおよびチェックリストの実施期間について

新型コロナウイルス感染症は、今後も感染流行が繰り返されることが予想されることから持続的な感染防止対策を行うことが本事業の目的です。感染流行の状況に応じてガイドラインの内容を随時更新、改善することを想定しながら、当面の期間は各店舗の営業形態等に応じたガイドラインの実施にご協力をお願いします。

◆チェックリストについて

チェックリストは、従業員の就業前の体温測定やマスク着用など、各店舗事業者が作成するガイドラインに記載する内容の記録（日記的な位置づけ）です。一定期間（約2ヶ月）は保管ください。

◆広報

ガイドラインを作成した認定事業者は、石垣市の広報誌やホームページ等で広報します。また、認定証の交付を受けた事業者で、更に地域の好循環につながる取り組みを実施している事業者については、別途、幅広く広報を予定いたします。

例) 飲食業においては地産地消の推進

タクシー事業者においてはマナー向上やネット決済の導入拡大等

◆申請の流れ（提出頂く書類）

1. はじめに本市の認定制度の募集に対して以下の書類をメールか郵送で提出ください。メールの場合、提出書類（押印書類）はPDF等で添付ください。郵送の場合、切手代はご負担願います。募集期間は、令和2年6月1日～令和2年7月31日（予定）です。

①同意申請書 ※別添

②ガイドライン及びチェックリスト（事業者作成）

③石垣市暴力団排除措置要綱にかかる誓約書 ※別添

④営業許可証等の写し等

▶飲食業：食品衛生法に基づく飲食営業許可証等の写し

▶タクシー事業：道路運送法に基づく許可等の写し及び保有する車両の番号及びその自動車登録番号を記載した一覧

▶商店街や観光お土産店、小売販売業等：食品衛生法に基づく営業許可証等の写し、又は次のいずれかの書類

・申請店舗事業所の電気・水道・ガスのいずれかの利用実績が分かる書類
（宛名の記載のある領収書等の写し※令和2年4月以降の月の利用実績）

・申請店舗事業所の名前が記載された納品書・領収書等

⑤店舗の外観、内観を写した写真

※タクシー事業者は代表車両1台の外観と内観

⑥地域の好循環につながる取り組みの計画アンケート

※別添様式。特に該当がない場合は提出しなくても可

2. 次にガイドラインの内容等の確認を行い、石垣市が受理した認定事業者に対して「認定証（ステッカー）」と「石垣市商業分野の感染予防ガイドライン認定モデル助成金申請関係書類」を郵送いたします。

3. そして、ガイドラインを認定された事業者は、助成金の申請を行って頂きます。

（助成金の申請受付期間）

ガイドラインの認定交付から令和2年8月31日（予定）まで

下記書類を郵送で申請ください。

- ①石垣市商業分野の感染予防ガイドライン認定モデル助成金申請関係書類
- ②口座の通帳の写し（銀行名、支店名、口座番号及び名義人氏名（フリガナ含む）が確認できる箇所）
- ③本人確認書類（写し）
 - ▶法人：法人代表者の運転免許証、パスポート、保険証等のいずれかの写し
 - ▶個人：運転免許証、パスポート、保険証等の書類の写し
- ④対象経費の領収書等

◆申請先/郵送先

1. メールアドレス : syoukou@city.ishigaki.okinawa.jp

※はじめに提出頂く、ガイドラインや同意申請書等の提出はメールでも可です。

2. 郵送先 ※助成金の申請は郵送のみとなります。

〒907-8501 石垣市美崎町14番地
石垣市役所商工振興課（感染予防ガイドライン認定）

◆問い合わせ先

石垣市役所商工振興課 平日9時～17時 電話82-1533

◆認定対象事業者

1. 市内で店舗等（主に室内）の営業を行う個人事業主、中小企業基本法が定義する中小企業者、小規模企業者。
2. 次に該当しない者。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団（以下総称して反社会的勢力という。）
 - ②自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を使用するなどしている者
 - ③いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者
 - ④反社会的勢力と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有している者

◆認定対象業種

次に該当する業種。

- ①食事提供施設（飲食店、料理店、和洋菓子、喫茶店、居酒屋、スナック、バー等）
 - ※主に飲食の提供を行うために客席を設けた店舗
 - ※営業形態等によってモデル数の枠を設ける場合があります
- ②タクシー事業

③商店街振興組合や観光お土産店、小売販売業等

※複数のお客様が店内に同時に滞在や出入りする接客営業形態の店舗

※大手スーパー、量販店、コンビニ、フランチャイズ店については、その企業ネットワークにおいて既に感染予防対策については適切な措置を行っていることなどを鑑み、本事業においては募集を行いませんので、ご理解ください。

◆助成金（ガイドライン対象経費の一部助成）

1. 認定証の交付を受けた事業者に対して、ガイドラインの実施にかかる助成金として業種等に応じて交付します。
2. タクシー事業については、保有車両を対象とします。
3. 助成金の交付は、認定交付を受けた事業者が、所定の助成金交付申請書と助成金の使途を証明する領収証を添付して申請頂きます。領収証の額が交付助成金の額を超えている場合でも、交付助成額を上限とします。

◆助成金の対象経費

対象経費は次の経費を想定します。

- ・消毒液・マスク・検温計等の購入
- ・飛まつ感染防止パネルやシート等の購入や設置費
- ・ガイドラインの翻訳に要した経費等
- ・消毒作業の人件費や手当て（特にタクシー事業は、乗車の都度、座席等の消毒を行うことを想定）
- ・その他、感染予防の実施に要した事業経営における経費

◆ガイドラインの実施に必要な経費に対する助成金の上限額

- ①飲食業（食事提供施設） 1店舗につき3万円
- ②タクシー事業 各事業所の車両1台につき3万円
- ③商店街振興組合（団体）3万円
- ④商店街、観光お土産店・小売販売業等 1店舗につき2万円

◆認定証（ステッカー）

サイズ W106mm / H154mm



◆申請～助成金交付までの流れ

